

上野事務所ニュース

令和4年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimuso@sr2143.com

令和4年度の保険料率等のお知らせ

令和4年度の健康保険・介護料率、国民年金保険料月額は、次のとおりです。

1. 健康保険・介護保険料率の決定

- ①主な都道府県の令和4年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。
- ②介護保険料率（40歳～64歳）は、現行の1.80%から1.64%へ引下げとなります。

2. 保険料の控除

保険料率の変更は、3月分（4月納付分）から変更となります。

給与計算では4月に支払う給与からご変更ください。なお、3月に賞与が支払われる場合には、下記の保険料率が適用となりますのでご注意ください。

健康保険・介護保険料率（ ）内はR3年度の料率

		事業主負担	本人負担	合計
健康保険	千葉 (下がる)	<u>4.88%</u> (4.895%)	<u>4.88%</u> (4.895%)	<u>9.76%</u> (9.79%)
	東京 (下がる)	<u>4.905%</u> (4.92%)	<u>4.905%</u> (4.92%)	<u>9.81%</u> (9.84%)
	埼玉 (下がる)	<u>4.855%</u> (4.90%)	<u>4.855%</u> (4.90%)	<u>9.71%</u> (9.80%)
	神奈川 (下がる)	<u>4.925%</u> (4.995%)	<u>4.925%</u> (4.995%)	<u>9.85%</u> (9.99%)
介護保険 (下がる)		0.82%	0.82%	1.64%

3. 令和4年度国民年金の保険料月額

月額 16,590 円（令和3年度 16,610 円）となりました。

雇用調整助成金の特例措置等について

雇用調整助成金の特例措置は、令和4年6月30日まで以下のとおりとなります。

		1・2月	3～6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 11,000 円	4/5 (9/10) 9,000 円
	業況特例 地域特例	4/5 (10/10) 15,000 円	

また、4月以降の休業にかかる申請から、次の2点が変わります。

①業況特例における業況の確認

4月以降の休業について業況特例の申請を行う場合、毎回、業況の確認*を行い、要件を満たせば業況特例を適用し、満たさなければ原則的な措置を適用します。

4月以降、業況特例を申請する場合には、申請の都度、売上等の生産指標の提出が必要です。

*生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年または3年前同期比30%以上減少していること。

②最新の賃金総額から平均賃金額を計算

雇用調整助成金の助成額は、平均賃金額をもとに計算されています。この平均賃金額は、特例により、初回申請時に算定した額を継続して使用できるようになっていますが、6月以降に申請する場合は、最新の賃金総額をもとに平均賃金額を計算し、新しい平均賃金額をもとに助成額が決定されることになる予定です。

平均賃金額は、「労働保険確定保険料申告書」または「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」をもとに計算されますが、どちらを用いるかによって、この変更が適用されるタイミングが異なりますので、ご注意ください。

- ・労働保険確定保険料申告書の場合
⇒令和3年度の労働保険確定保険料申告書の受理日以降、最初の申請から適用
- ・所得税徴収高計算書の場合
⇒令和4年6月1日以降、最初の申請から適用

令和4年4月以降の年金制度改正について

【在職時改定の導入】

現在の年金制度では、老齢厚生年金を受給できる年齢に達した後も働き、厚生年金保険の被保険者であった期間については、資格喪失時（退職時または70歳到達時）にこの期間を加えて年金額を改定することになっています。例えば、65歳より老齢厚生年金を受給しながら働き、厚生年金の保険料を納めている場合、保険料を納めている間は老齢厚生年金の受給額に反映されず、退職時または70歳到達時以降に受給する年金額に反映されます。

今回の改正によって、老齢厚生年金を受給しながら働き、厚生年金の保険料を納めている場合、65歳以上の者については、毎年1回、10月に年金額の改定を行うことになりました。これにより、資格喪失時（退職時または70歳到達時）の改定を待たずに、納めた保険料が受給する額に反映されるようになります。

【在職老齢年金制度の見直し】

在職老齢年金制度とは、厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している60歳以上の方について、賃金（総報酬月額相当額）と年金月額の合計額が一定以上になる場合に、年金額の全部または一部が支給停止になる仕組みです。

60～64歳の在職老齢年金は賃金（総報酬月額相当額×1）と年金月額の合計が28万円以下の場合、年金は全額支給されます。賃金（総報酬月額相当額）と年金月額の合計が28万円を超える場合、超えた金額の1/2が支給停止され、総報酬月額相当額が47万円を超える場合には、さらに超えた分と同額の年金が支給停止になります。

*1 総報酬月額相当額…標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総計を12で割って得た額

今回の改正によって、令和4年4月より、この支給停止基準が28万円から47万円に引き上げられます。これにより、60歳～64歳の方についても65歳以降の在職老齢年金制度と同様に、賃金（総報酬月額相当額）と年金月額の合計金額が47万円以下であれば、年金は全額支給されることになり、47万円を超えた場合には、超える額の1/2が支給停止になります。

なお、65歳以降の在職老齢年金制度については変更ありません。

【基礎年金番号通知書について】

令和4年4月以降、年金手帳は廃止され、基礎年金番号通知書が交付されます。（既に年金手帳を持っている方には、基礎年金番号通知書は送付されません。）

現在お持ちの年金手帳は、令和4年4月以降も基礎年金番号を確認できる書類として利用できますが、

- ・新たに年金制度に加入する方
- ・年金手帳の紛失等により再発行を希望する方

には、年金手帳ではなく、基礎年金番号通知書が発行されます。

従業員の採用等により社会保険の資格取得手続きを行う場合、個人番号（マイナンバー）による届出であれば、被保険者本人の年金手帳または基礎年金番号通知書の確認は不要とされています。